

契 約 書

(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 株式会社 ゆきあい

様(以下、「利用者」といいます)と、株式会社 ゆきあいの営む「ゆきあい訪問看護ステーション」(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、つぎのとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令、医療保険法令等の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 医療保険の契約期間は契約締結日から契約終了の申し出があるまでの期間とします。
3. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問看護計画作成・変更)

1. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画書を作成するものとします。
2. 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成します。事業者はこの訪問看護計画書の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得るものとします。
3. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画書を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
4. 事業者は、訪問看護計画書を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (主治医との関係)

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条 (訪問看護サービスの内容)

1. 利用者が提供を受ける訪問看護サービスの内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画書に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の訪問看護サービスを提供します。
3. 訪問看護計画書が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問看護計画書を作成し、それをもって訪問看護サービスの内容とします。

第6条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、提供した具体的なサービス内容等を訪問看護記録書(電子記録)に記入します。
2. 事業者は、訪問看護記録書(電子記録)を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項の訪問看護記録書(写し)を閲覧できます。
4. 利用者は、希望すればいつでも当該利用者に関する第2項の訪問看護記録書の複写物の交付を受けることができます。

第7条 (訪問看護の提供にあたる看護師等の交替)

1. 利用者は、選任された訪問看護の提供にあたる看護師等の交替を希望する場合には、当該看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して看護師等の交替を申し出ることができます。
2. 事業者は、看護師等の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
3. 看護師等が、体調不良等の場合で、訪問出来なくなった際は、代替人員を人選し、人選後再度、利用者及びその家族に連絡いたします。

第8条 (料金)

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日前後に利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。
銀行口座よりの自動振替をご契約の場合利用当月の翌月27日に引き落としになります。
4. 利用者は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第9条 (サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は、第8条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第10条 (料金の変更)

1. 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第11条 (契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第12条 (秘密保持)

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意したものとみなします。

第13条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条 (緊急時の対応)

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条 (身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 (連携)

事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

氏 名 _____ 印

住 所 _____

連絡先 _____

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

氏 名 _____ 印

住 所 _____

利用者との関係 _____

連絡先① _____

連絡先② _____

【事業者】

大阪府堺市中区八田北町 498 番地 1

株式会社 ゆきあい

代表取締役 小早川 政弘

印

【事業所】

大阪府堺市堺区南陵町 4 丁 1 番 10 号

ゆきあい訪問看護ステーション

(指定番号 第 2766090357 号 大阪府)

管 理 者 中 谷 智 子

印

